

平成 27 年 9 月 11 日
三 宅 村

沖ヶ平地区（準居住地区）の規制解除について

三宅村は、沖ヶ平地区における二酸化硫黄濃度の観測結果が顕著に低下しているため、三宅村安全確保対策専門家会議の意見を踏まえ、同地区の居住規制区域（準居住地区）の設定を解除することとしました。

今般、平成 27 年 9 月 10 日開会の平成 27 年第 3 回三宅村議会定例会に「火山ガスに対する安全対策に関する区域の変更」及び「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」の改正案を上程し、可決されたことから、下記のとおり設定を解除いたします。

これにより、平成 17 年 2 月の帰島後 10 年余り続いていた居住地区における規制が全て解除されることになります。

なお、危険区域および立入禁止区域への立入りにについては、引き続き規制しております。

火山ガスの放出量は、以前と比較して格段に減少しておりますが、今後とも安全対策には万全を期して参ります。

記

I 規制区域の変更

- 1 解除の区域
沖ヶ平地区（準居住地区）
- 2 解除の予定時期
平成 27 年 9 月 16 日（水）
- 3 新旧の比較図面
別添のとおり

【問合せ先】

三宅村役場 総務課防災危機管理係
電話 04994-5-0935
浅 沼・早川



改正後

現行

伊豆・神着地区

伊豆・神着地区

美茂井・島下地区

美茂井・島下地区

伊ヶ谷地区

伊ヶ谷地区

御子敷地区

御子敷地区

三池地区

沖ヶ平地区

立入禁止区域

立入禁止区域

危険区域

危険区域

準居住地区

阿古地区

阿古地区

坪田地区

坪田地区

薄木・栗辺地区

薄木・栗辺地区

立根地区

立根地区

立入禁止区域

危険区域

準居住地区